

8月に入り、連日の猛暑が続く中、建設工事現場で重篤な熱中症が発生したことを受け、令和元年8月9日(金)、鳥取労働局長(丸山陽一)から建設業労働災害防止協会鳥取県支部に対して、次のような内容で熱中症の防止を要請しました。

- 1 暑さ指数(WBGT値)を測定し、作業時間の短縮、休憩の確保、涼しい服装等その指数に応じた対策を講じること。
- 2 冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保すること。
- 3 定期的に水分・塩分を摂取すること。
- 4 労働者の健康状態を確認すること。
- 5 少しでも異変を感じたら、すぐに病院に運ぶ、救急車を呼ぶなどの対応を行うこと。

このほか、県内の他の労働災害防止団体に対しても、文書による熱中症防止要請を行いました。

